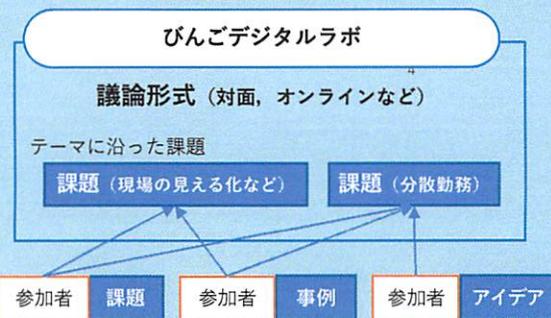


備後圏域連携協議会（圏域首長会議 1月25日資料より抜粋）

イ 中小企業のICT化支援

・ びんごデジタルラボの開催

- ・ デジタル化の課題や事例の共有等を通じて、様々な解決策を官民で議論
- ・ テーマごとに順次立ち上げ
 - ※テーマ候補：ものづくり、地域活動、ヘルスケア（医療、福祉、介護）、ICT教育、観光、モビリティ など



※参加者は、課題や事例、アイデアを持ち込んで議論
※企業間連携や官民連携による事業創出につなげる

【参考】「ものづくりラボ」の試行実施

日時：1月29日（金）14：00～

形式・場所：オンライン+まなびの館ローズコム（大会議室）

参加者：ものづくり企業、大学、産業支援機関 など

- ・ VR技術の活用について議論
- ・ 備後圏域内におけるVR事例共有（VR工場見学）

※VRは、ものづくり企業の生産工程が見える化できるため、「テレワーク」や「オンラインインターンシップ」にも活用できる

・ びんごICT相談所の開設

- ・ IoT技術 やICTの活用に関する相談、または、それらに関する課題を相談者と共に探す（相談無料）
 - （例）業務改善、コスト削減、SNS活用支援など

【参考】今年度、試行的に実施中

○行政相談窓口

- ・ 12/3～運用中（認知症カフェのオンライン開催などについて相談）

○企業相談窓口（2月中に開始）

- ・ 特設ウェブサイトの開設（問合せフォーム）
- ・ 問合せ電話の設置

第2次福山市感染症対策設備導入支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備導入に係る経費の一部を補助します。

※2020年(令和2年)4月1日から2021年(令和3年)2月26日までに支払い・設置が完了したものに限りです。

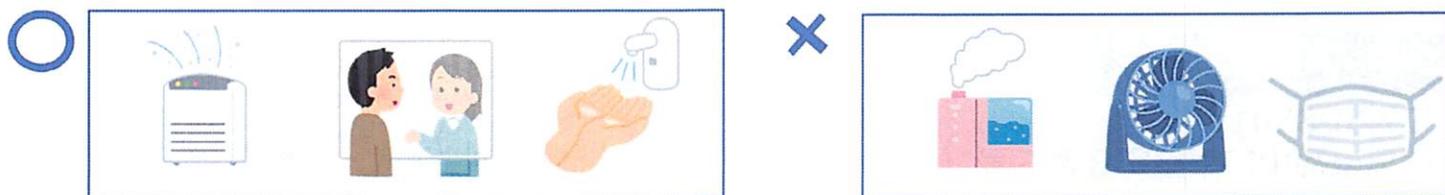
下記の注意点を確認の上、申請してください。

- ・福山市感染症対策設備導入支援事業補助金を利用した事業者は対象外です。
- ・クレジットカードを利用した場合、2021年(令和3年)2月26日(金)までに口座からの引き落としが完了している経費のみ対象となります。
(※これから支払いを行う場合は、現金又は口座振込を推奨します。)
- ・空気清浄機については空気を循環させるものを対象としオゾン発生器や次亜塩素酸噴霧器等、空間に散布させるタイプのものについては対象外です。また空気清浄機能を主たる機能としているもののみを対象とします。
(空気清浄機能付きエアコン・空気清浄機能付き扇風機等は対象外です。)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申請に協力ください。
(※簡易書留やレターパック等、申請者が郵便物の到着を確認できる方法で郵送してください。)
- ・手形・小切手、Pay Pay等のキャッシュレス決済(クレジットカードを除く)、各種商品券等の金券により支払った経費は対象外となります。

対象経費

- ①対面式の営業を行う際のアクリルパーテーション、カーテン等の導入費
 - ②従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等の導入費
 - ③ソーシャルディスタンス確保のための床表示の導入費
 - ④換気設備(換気扇、網戸、空気清浄機(1台まで)等)の購入及び設置費
 - ⑤来客者の体温を測定するサーモカメラ(1台まで)、非接触型検温器具(1台まで)の購入費
 - ⑥非接触型の給排水設備の導入費(非接触型消毒液噴霧器の導入、手洗い・トイレ排水の非接触化)
 - ⑦カウンター及びテーブルの改修費(新規購入を除く)
- 上記のみが対象となります。

※マスク、フェイスシールド、消毒液、手袋、石鹸などの消耗品・扇風機、サーキュレーターは対象外です。



補助額

上限 **30万円** (下限5万円 補助率3/4)

申請受付期間

2021年(令和3年)1月12日から2021年(令和3年)2月26日まで

対象事業者

以下の①～⑩を満たす中小企業、小規模事業者又は個人事業主

- ①法人においては、福山市内に本店又は支店がある者
- ②個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者
- ③福山市の市税完納証明書が発行できる者
- ④日本基準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事業を営む者
- ⑤飲食店の場合、広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内に掲示している者
- ⑥飲食店以外の事業者の場合、広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入し、係るQRコードを店内等に掲示しており、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の発行を受け、係る宣言書を店内等に掲示している者
- ⑦福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）eラーニングを修了し、係る修了証を店内等に掲示している者
- ⑧暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- ⑨補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者
- ⑩福山市感染症対策設備導入支援事業補助金を利用していない者

申請の流れ

設備導入 支払いの完了

2020年（令和2年）4月1日から2021年（令和3年）2月26日までに設備を導入し支払いも完了させてください。
※クレジットカードの場合2021年（令和3年）2月26日までに引き落としが完了している必要があります。これから支払いを行う場合は、現金又は口座振込を推奨します。



申請書 請求書 の提出

申請に必要な書類を揃えて2021年（令和3年）2月26日までに郵送で申請してください。（消印有効）
※必要な書類については申請ガイドをご参照ください。



申請受理 振込

申請が受理されてから1か月程度で振り込みます。

申請・問い合わせ先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号（本庁7階）

TEL: 084-928-1039

福山市産業振興課

受付時間 8:30～17:15

（土・日・祝日は除く）

詳細や申請様式は福山市ホームページで確認してください。

第2次福山市感染症対策設備導入支援事業補助金

で検索

福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金

飲食店が感染症拡大防止のために必要とする消毒液・マスク等の衛生品の購入にかかる経費の一部を補助します。

※2020年（令和2年）4月1日から2021年（令和3年）3月10日までに購入・支払いが完了したものに限りです。

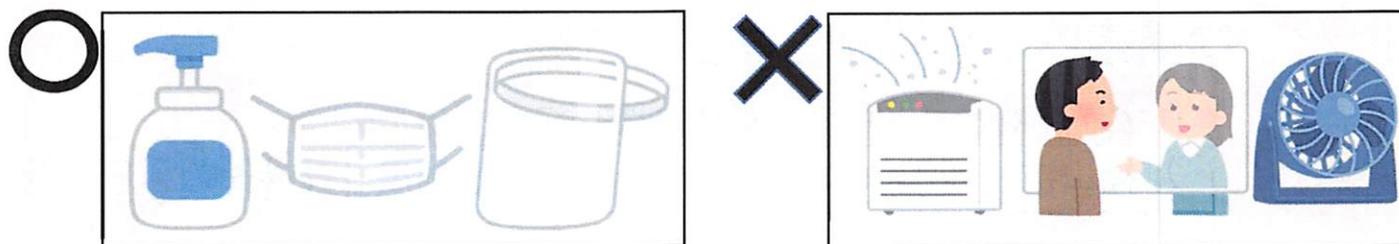
次の注意点を確認の上、申請してください。

- ・クレジットカードを利用した場合、2021年（令和3年）3月10日（水）までに口座からの引き落としが完了している経費のみ対象となります。（これから支払いを行う場合は、現金又は口座振込を推奨します。）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送で申請してください。（簡易書留やレターパック等、申請者が郵便物の到着を確認できる方法で郵送してください。）
- ・手形・小切手、paypay等のキャッシュレス決済（クレジットカードを除く）、各種商品券等の金券により支払った経費は対象外となります。

対象経費

消毒用アルコール等、除菌シート、ハンドソープ、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド、おしぼり、トイレ用ペーパータオル、ごみ収集運搬外注費、店内の消毒作業を行った場合の外注費、割り箸、使い捨て食器（皿・コップ） など

※その他については市HP「申請ガイド」を参照してください。



補助額

上限10万円（補助率3／4）

※受付期間中、申請は1事業者1回までです。

申請受付期間

2021年（令和3年）2月1日から同年3月10日まで

対象事業者

以下の①～⑧を満たす客室のある飲食店を営む
中小企業者、小規模事業者又は個人事業主

- ①法人においては、福山市内に本店又は支店がある者
- ②個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者
- ③飲食店の営業許可証の写しが提出できる者
(飲食店営業許可1類, 飲食店営業許可3類, 喫茶店営業許可のいずれかをもち、客室があること)
- ④福山市の市税完納証明書を提出できる者
- ⑤福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編) eラーニングを受講し、修了証を店内等に掲示している者
- ⑥広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内に掲示している者
- ⑦暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- ⑧補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者

申請の流れ

衛生品購入
支払いの完了

・2020年(令和2年)4月1日から2021年(令和3年)3月10日までに購入・支払いを完了させてください。

申請書・請求書
の提出

- ・必要書類を期限までに**郵送で申請してください。**(消印有効)
 - ・必要な書類は市HP「申請ガイド」をご確認ください。
- ※2021年(令和3年)3月10日までに書類が整わない場合は**対象外**になります。
- ※申請が受理されてから1か月程度で振り込みます。

申請書は市HPからダウンロードして下さい🔍

この制度を含むさまざまな支援制度を紹介しています

福山市 新型コロナ 事業者向け支援制度 で検索

申請・問い合わせ先

飲食店衛生費補助金事務局

(福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金事務局)

窓口へ来られる
際は電話予約を
お願いします。

〒720-0081 広島県福山市紅葉町1番1号 福山ちゅうぎんビル3階

TEL 090-1471-7558

受付 9:00～17:00 (土日祝休み)

※駐車場はございません。

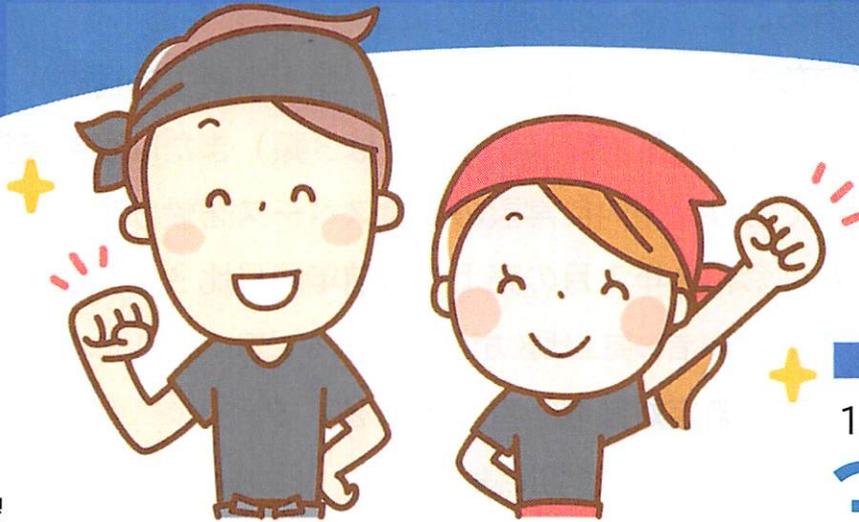
予約制

県内飲食店
(広島市を除く)の皆様

頑張る飲食店

応援金制度スタート!

新型コロナ感染拡大の影響により、
売上が減少した県内の飲食店等を県と市町が応援します!



■対象

広島県内の飲食店等(広島市を除く)。

※宅配専門店等を除く。

■支援額

1店舗当たり

30万円

+アクリル板等(裏面※3参照)

補助最大20万円

申請手続について (申請要件についてはウラ面をご覧ください)

申請受付期間 **令和3年2月15日(月)～令和3年3月19日(金)**

※消印有効

申請方法 **①郵送での申請** もしくは **②電子申請(下記HP内)**

必要書類
(必要書類はHPより
ダウンロードして
いただけます。)

①チェックシート、②申請書、③誓約書、④直近の確定申告書(写し)、⑤令和2年12月もしくは令和3年1月の店舗別売上台帳の写し及び前年同月の店舗別売上台帳の写し、⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し、⑦飲食店営業許可証の写し、⑧本人確認の書類、⑨振込先口座の通帳の写し 等

詳しくは

広島県 頑張る飲食店

検索

でご確認ください。



お問合せ

頑張る飲食店応援事務局

☎082-248-6850

9時30分から17時まで(土・日・祝は除く)

令和3年2月8日(月)15時予定

- ・事前電話相談受付開始
- ・専用ホームページ開設

応援金申請要件

※1
飲食店等を経営する法人または個人であって、次の全てに該当する者

※1：日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

- ①広島県内に店舗があること
- ②広島県内に本社があること
- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。）
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店※2」で、
アクリル板等パーティションを適切に設置※3
するなど、感染予防対策をとっていること
（予定も含む）
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、
暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑧県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨今後も事業を継続する意思があること



※2：取組宣言は、HPより行うことができます（パソコンかスマートフォン・タブレットをご用意の上、電子申請システムにアクセスしてください。なお、電子申請システムを利用できない方については、下記サポートセンターまでお問合せください。）

【取組宣言サポートセンター】082-513-2845（受付時間：8時30分から17時まで）

※3：「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」、「飲食店におけるパーティション設置促進補助金」をご利用いただけます（申請は1店舗につき、それぞれ1回限りです。過去に本補助金を申請された方はご利用できません。ご注意ください。）令和3年2月26日を申請期限にしておりますが、申請期限の延長を検討しております。（[詳細が決まりましたら、県HP等でお知らせします。](#)）

必要書類、申請手順、よくあるご質問など

詳しくは

広島県 頑張る飲食店

検索

でご確認ください。

